奨学のための給付金

この制度は、授業料以外の教育費(教科書費、教材費など)を支援する**返還不要の給付金**制度です。

対　象　者

次のうち、いずれかに**保護者等（親権者）全員**が該当するもの

①**生活保護**を受けている方

②県民税及び市町村民税所得割額が**非課税**の方

③**家計が急変**して、非課税世帯相当になった方

※収入の申告を行っていない場合、収入・課税の状況が判定できないため、この制度を利用できないことがあります。

支給額（国公立の場合）

世帯状況	給付額（年額）
生活保護受給世帯（生業扶助受給世帯）	３２，３００円
非課税世帯（全日制・定時制）（第１子）	１１７，１００円
非課税世帯（全日制・定時制）（第２子） ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	１４３，７００円
非課税世帯（通信制・専攻科）	５０，５００円

※上記は**令和５年度の支給額**です。
正式な給付額は、後日改めてお知らせします。

支給を受けるためには申し込みが必要です。申し込み方法は、入学後、あらためてお知らせいたします。